

## 農地の贈与に関する確認書提出のお願い

申請する方の中には、親元就農を予定している方や、親など（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）から農地の贈与（登記名義の変更）や貸与を受けて独立・自営就農しようとしている方もおられると思われます。こうした場合、農地の名義変更が必要になることから、あらかじめ次の2点を農地の所在市町村の農業委員会や税務署などの関係先に、確認していただき「農地の贈与に関する確認書（参考様式2）」に記載して申請時に添付してください。

- ① 贈与（名義変更）を受けるための農地法の許可が得られるかどうか。具体的には贈与を受けようとする農地が、市町村が定めている取得後に必要とされる下限面積を満たし、所有権移転できるのかどうか。
- ② 生前一括贈与による贈与税の納税猶予制度や相続時精算課税の対象になるのかどうか、ならない場合は贈与税の納税額がどの程度になるのか。

親などから農地の贈与を受けて独立自営就農しようとする場合、下限面積に満たない等の理由で農地の所有権移転ができない場合は、就農要件を満たさないことになり、全額返還につながります。

また、贈与税の納税猶予や相続時精算課税が認められない場合は、贈与税を課される可能性があり、資金計画に狂いが生じかねません。

このため、上記2点について事前に確認することをお願いするものです。

### 農地の名義変更の必要なケース

- 1 最初から親の経営を継承（全部又は一部）する場合は就農時（研修終了後1年以内）に名義変更が必要。  
（親の農地の贈与を受けて親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合も同様。）
- 2 親元就農する場合は、就農後5年以内に農業経営全体を継承することが要件でその際に農地の名義変更が必要。
- 3 親などから貸借した農地が主で独立・自営就農する場合には、就農後5年以内に本人に所有権を移転（名義変更）することが必要。